

口頭説明

平成 22 年 6 月 21 日 函館市ホームヘルパー連絡協議会  
訪問介護による院内介助についての質問事項に関する回答

函館市福祉部介護高齢福祉課

① 予防の通院介助は算定できるか。

（答）予防訪問介護において、通院介助は算定可能。

※介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援事業（総合事業）に移行のため削除

② 緊急時の通院介助は算定できるか。

（答）緊急であっても、通院介助を行った場合は、算定可能。

③ 検査時間の算定の仕方について教えてほしい。

（答）検査時間は除く。

④ 採血やレントゲン等でヘルパーが側にいられない等の算定ができないと言われている点について

・診察待ちの時間についても同様に言われている点について

（答）採血、レントゲン、診察中については、医師、看護師の責任の範囲であり、医療保険の範疇となることから、介護保険では算定できません。

⑤ 受診の際の待ち時間が算定されないとしたら（何もせずじっと待っている場合）、薬取りで同様の場合はいかがか。

（答）単なる待ち時間は算定不可であることから、薬取りの時間が、同様に単なる待ち時間であれば算定不可。

⑥ 待ち時間は保険外で算定できるか。

（答）待ち時間を保険外で算定することはできない。

（単純に単なる待ち時間を算定したいということか。）

⑦ 待ち時間はカットとありますが、利用者にとってはじっと座っていられない方や状態が悪くて目離しできない方はどうなるのか。

（答）利用者の身体等の状態により、見守り・介助が必要な場合は算定可能。

⑧ 夫婦共に介護状態で、子供や身内が遠方にしかいない利用者の通院介助をした際に、検査後そのまま入院することになり、ヘルパーは入院が決まった時点までの請求になるとのことだが、ケアマネや家族への連絡が取れないなどの状況で、医療側から夫婦共に理解力が乏しいために依頼されたやりとりの時間、待たされた時間等は事業所負担となるのか。ケアプランや保険者の判断によっては請求できるのか。

（答）通院介助を行い、入院となった時点で、通院介助は終了となる。

医療とのやりとり等の時間については、自費など利用者との契約も考えられる。

⑨ H15.5.8 に通知された通院等の算定方法や身体介護を算定する場合に乗車前，降車後に身体介護を行う旨の図式は現在も適用されるか。適用ならば，実際は通院に関する介護のみで組む例がほとんどで前後の外出に直接関連しない身体介護を行わなければ算定できないと判断すべきだが，例外は認められるのか。

(答) H15.5.8 の通知は、「通院等乗降介助」いわゆる「介護タクシー」の通知であることから，通院介助とは異なる。

⑩ 通院等乗降介助を往復利用し，院内介助は自費サービスと組み合わせることは認められるのか。

(答) 通院等乗降介助には，院内介助も含まれることから自費サービスとすることは認められない。